令和元年 10 月 9 日

インフルエンザの出席停止期間について

広島県立賀茂高等学校

インフルエンザに罹患した場合，学校保健安全法第 19 条に基づき，学校での流行の防止及び個人の疾病予防のために，出席を停止させることになっています。インフルエンザの場合，その期間は**「発症した後５日を経過し，かつ解熱した後２日を経過するまで」**となっています。これにより，その両方を満たすまで，登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても，最低，発症した後５日間は出席停止となり，熱が下がった日によって，出席停止期間は延長されます。（下表の例４，５参照）発症日は，病院を受診した日（診断を受けた日）ではなく，**インフルエンザ様症状（発熱）が始まった日**です。受診時に，医師に発症日の相談，確認をしてください。

処方された薬によっては，解熱が早い場合がありますが，ウイルスはまだ感染者の体内にあり，自己判断で登校した場合，学校での感染，流行が懸念されますので，必ず医師の診断，指示に従ってください。

この期間は特別欠席の扱いとなり欠席にはなりません。診断を受けた際は，学級担任に申し出てください。再登校の際には保護者記載による特別欠席届（別紙）を提出してください。特別欠席届は本校ホームページからダウンロード可能です。学級担任に申し出るか，賀茂手帳別冊に綴じられている様式をコピー（提出時はＡ４サイズに拡大）して使用していただいても構いません。特別欠席届が提出されていない場合は，特別欠席にはなりません。

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能